

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野県聴覚障害者協会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務遂行に発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、定款第8条及び第21条の規定にかかわらず、当面の間、無報酬とする。

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。
(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年3月18日に承認をうけ、平成30年4月1日より適用する。